

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで保存)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第3号
警察庁丁交企発第23号
平成17年1月27日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長

自動車保管場所証明事務の民間委託の見直しについて

自動車保管場所証明事務については、現在、多くの都道府県警察において、現地調査事務、データ入力事務等を民間委託し、事務負担の軽減を図っているところであるが、平成16年12月24日、規制改革・民間開放推進会議から内閣総理大臣に対し、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(別添参照)がなされ、その中に、具体的施策として、標記の件について盛り込まれたところであり、また、同年12月28日、当該答申に示された具体的施策を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが閣議決定されたところである。

各都道府県警察にあつては、上記答申の趣旨を踏まえ、民間開放推進の観点から下記の事項に留意の上、民間委託の見直しを行うこととされたい。

記

1 委託契約の方法について

自動車保管場所証明事務の委託契約の方法については、一般競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条)を行うことが望ましい。

2 委託先の事務処理能力等について

自動車保管場所証明事務の委託先の事務処理能力等については、その事務の特殊性にかんがみ、次の点に配慮されたい。

(1) 現地調査事務の委託先については、事務の迅速かつ適正な運用を図るため、申請に係る保管場所が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条に規定する要件を満たすか否かを調査する能力を有し、かつ、個々の現地調査を概ね申請受理の当日又は翌日までに終了することができる十分な体制を備えていること。

(2) 現地調査事務、データ入力事務等の委託先については、申請者等の個人情報を取り扱うこととなるほか、「車庫とばし」等の不正事案に係る情報等に接する可能性もあることから、これらの情報を的確に管理することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

3 委託先の数について

委託先の数について、都道府県警察管内全域について一つの契約とするか、各警察署の管内、方面・ブロック等の地域に分けてそれぞれの地域毎の契約とするかについては、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するよう判断すること。

なお、この場合において、次の点に配慮されたい。

(1) 統一した実施要領を作成するなどして、委託先の事務の実施方法等についてばら

つきが生じないようにすること。

(2) 「車庫とばし」等の不正事案を自動車保管場所証明申請の段階で防止するため、具体的な手口の情報について、警察と委託先のすべての現地調査員が共有できるよう、現地調査員間の密接な連携と協力を確保すること。

4 委託の対象とする事務の範囲について

自動車保管場所証明事務の実施については、各都道府県警察の実情に応じ、現在委託の対象としていないものについても委託することを検討することにより、民間開放の推進に配慮すること。

別添

(抄)

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申

— 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 —

平成16年12月24日

規制改革・民間開放推進会議

II. 個別官業の民間開放の推進

1 各分類における民間開放に向けた取組

(4) 検査・登録、資格試験等

【具体的施策】

検査・登録

ア 自動車関連登録

(ア) 自動車保管場所証明手続【平成16年度中に措置】

自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進については、平成15年に各都道府県警察に対して周知されているが、委託先は1都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいとされていたところであり、このことにより特定の法人以外のものが参入している例は極めて限られている。

したがって、自動車保管場所証明事務の委託先の拡大を図るため、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知すべきである。

- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。
- ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。